



文部科学省

資料 3 - 3
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第127回）
R8.9.7

教学マネジメント指針 について

令和 8 年 8 月
高等教育局大学振興課

教学マネジメント指針策定の背景と位置づけ等について

1. 教学マネジメント指針の特徴

- 中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論をもとに、**令和2年1月22日に公表。**
- 3つの方針を通じた学修目標の具体化、体系的かつ組織的な教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化、FD・SD及び教学IR、情報公表等について、改善・充実の方向性や**大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの各レベルで留意すべき事項について整理を実施。**

2. 教学マネジメント指針策定の背景

- **「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」**においては、大学における教育の質を保証するための取組が不十分であり、**教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという指摘。**
- 同答申においては、
 - 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていくこと
 - このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、**このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換**されていくことが掲げられ、**「学修者本位の教育の実現」**が謳われた。
- こうした期待を高等教育機関が実現できるよう、**これまでの答申等における大学の教育改善に関連する手法やそれを実行する際の留意点などについてまとめるため、教学マネジメント指針の策定が求められた**ところ。

教学マネジメント指針策定の背景と位置付け等について②

3. 教学マネジメントとは

- **教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営み。**
- **マネジメントとは「目標の達成に向けて、組織の限りある資源を効率的に活用する」という意味を持つ。**大学は、教職員や施設設備等の学内の資源のマネジメントだけでなく、**学生が学修に使える時間が有限である**ことを踏まえ、学生の意欲を引き出し、密度の濃い主体的な学修をマネジメントする必要。

4. 教学マネジメント指針の位置付け

- 過去の中央教育審議会の答申等においては、大学の教育改善に関連する手法等については触れられてきたものの、記載が分散しており、**教学マネジメントという観点から一元的に記載されたことはなかった。**
- そのため、**学修者本位の教育や教学マネジメント全体の在り方等の根本的なテーマに加え、過去の答申等で示された教育改善に関する手法等を中心に、必要な事項の整理を実施。**
- **教学マネジメント指針は、三つの方針に基づき、教学マネジメントがシステムとして確立された大学運営の在り方を示すことにより、各大学の検討と取組を促すことを目的として作成したものであり、そのまま従う「マニュアル」ではなく大きな方向性を指し示すもの。**

5. 教学マネジメント指針の対象範囲

- 主に大学の学士課程及び短期大学の正課の教育課程を念頭に作成。

教学マネジメント指針策定の背景と位置付け等について③

6. 教学マネジメント指針策定後の関連する答申等

- ・新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）
（令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）
- ・学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）
（令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会）
- ・教学マネジメント指針（追補）（令和5年2月24日 中央教育審議会大学分科会）
- ・我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）
（令和7年2月21日 中央教育審議会）
- ・教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ
（令和8年6月3日 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ）

等



- ✓ 「新たな評価」においては、「教育の質」を見える化し、**高等教育機関として当然に求められる教育の質を確実に保証することや教育成果を挙げることなどが求められることを踏まえ、教学マネジメント指針の改訂を検討することとしてはどうか。**

1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2. 「教学マネジメント指針」各章ごとの概要

取り組み		概要
I	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、D・Pを具体的かつ明確に設定
II	授業科目・教育課程の編成・実施	● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
III	学修成果・教育成果の把握・可視化	● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
IV	教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）	● DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なF・D・S・Dを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進
V	情報公表	● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

質向上・質保証システム部会（令和8年8月25日）でいただいた御意見について

いただいた御意見の概要

- 学士課程だけでなく、大学院も視野に入れた指針とすることで大学全体の管理運営に資するのではないか。
- 高度専門職人材を育成するために、大学院に関する記載を充実させるべき。
- 現行の教学マネジメント指針では、APを追補版として別建てにしているが、APからDPまで一貫して接続するように記載すべき。
- これまで十分に教学マネジメントに取り組んでこなかった大学にも分かりやすい内容となるようにすべき。
- 学修成果の可視化については悩んでいる大学が多いため、教学マネジメント指針にも手厚く盛り込むべき。
- 学修者本位の教育とは何かということを改めて説明すべき。
- 内部質保証とは何かということを改訂版にしっかりと記載すべき。
- 新たな評価と学部単位、学位プログラム単位の関係性について整理すべき。
- 現場の教員の授業の改善につながるような教学マネジメント指針にしていくべき。
- 大学全体レベル、学位レベル、授業科目レベルが一貫していない大学もあるため、これが改善されるような指針にすべき。
- 教学マネジメント指針は質保証の部分をカバーするものであるべき。ただし、指針イコール評価となってしまうと形骸化するため注意が必要。
- 教学マネジメント指針に記載されたことを総合的に対応できる大学も重要だが、尖った教育によって尖った才能を磨く大学も評価されるべき。そういった多様性の余地は残しておくべきではないか。
- 学生を成長させるものとして、準正課活動や課外活動は重要であるため、指針上の取扱いを検討すべき。
- 教学マネジメント指針の中で分野ごとの学修成果をどのように扱うかを検討すべき。